明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学一一一）　二
○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一二）　二
○重要文化財を統合し有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一三）　五
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一一四）　六
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一一五）　六
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一一六）　一〇
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一一七）　一〇
○重要文化財を統合し有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一一八）　一二
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同一一九）　一二
○重要文化財の員数を改める件（同一二〇）　一四
○重要文化財の名称を改める件（同一二一）　一五
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（文化庁四九、五〇）　一五
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同五一）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責関係　一六
特殊法人等
　平成二十七事業年度財務諸表（日本年金機構・原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者・証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分　三〇
関係　四四
会社その他
会社決算公告　五〇